

## 別紙

### 福島労働局 労働災害多発注意報発令実施要綱

#### 1 趣旨

(1) 福島労働局管内の労働災害による死傷者数は、令和2年4月末時点で466件（速報値）であったが、令和3年は、4月末日現在、前年同期比で287件増の753件（速報値）と大幅な増加となっている。これは、過去10年の同時期と比べて最多の発生件数となっている。

福島労働局では、平成30年度からの5年間を取組期間とする第13次労働災害防止計画を策定し、労働災害防止に取り組んできたところであるが、「死傷者数を平成29年と比較して令和4年までに5%以上減少させる」とする同計画の目標の達成が、極めて憂慮すべき状況となっている。

(2) 発生した死傷災害753件（速報値）を分析すると、次のような特徴が認められる。

- 転倒災害

204件、全体の27%

- 墜落・転落災害

108件、全体の14%

- 新型コロナウイルスによる感染症

140件、全体の19%

- なお、熱中症による労働災害の増加が懸念される。

令和2年20件（うち死亡3件）

転倒災害、墜落・転落災害、新型コロナウイルス感染症で死傷災害全体の6割を占めており、昨年の熱中症による死亡者3件は、全国で2番目に多い件数となっている。

このような分析結果から、労働災害多発注意報を発令し、以下の4項目を重点事項として取り組むこととするものである。

- 転倒災害防止対策
- 墜落・転落災害防止対策
- 新型コロナウイルス感染防止対策
- 熱中症予防対策

## 2 発令期間

令和3年6月10日から12月末日まで

## 3 重点事項の主な取組内容

### (1) 転倒災害防止対策

- ア 全国安全週間の準備期間である6月を重点取組期間とし、事業場に対し、転倒災害防止対策の確認・徹底について指導を行う。
- イ 『STOP! 転倒災害プロジェクト』を継続して実施し、転倒災害の防止に関する事業者及び労働者等の意識啓発を図る。
- ウ 転倒災害が多発する12月から2月の積雪・凍結時期に備え、労働災害防止団体と連携して、10月から『冬季転倒災害防止運動(仮称)』を展開する。

### (2) 墜落・転落災害防止対策

- ア 建設業労働災害防止協会（建災防）との共催により『ゼロ災運動（仮称）』を実施し、墜落・転落災害等を重点に建設現場の総点検を行う。
- イ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）、各労働基準協会が実施する夏季・年末年始労働災害防止運動等と連携し、協会会員事業場への指導や周知を行う。
- ウ 労働災害防止団体、発注機関と連携し、建設現場に対する安全パトロール、重点的な監督指導等を実施する。

### （3）新型コロナウイルス感染防止対策

- ア 『職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト』等を配布して、職場における感染防止対策の取組の促進を図る
- イ 労働局及び監督署に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を設置し、事業者や労働者からの相談対応を行う。

### （4）熱中症予防対策

- ア 7月を重点取組期間とする『STOP！熱中症クールワークキャンペーン』を実施し、熱中症予防に関する指導と意識啓発を図る。
- イ 福島局版リーフレット「熱中症を防ごう！」を活用し、監督署窓口対応時や事業場指導時に啓発を行う。
- ウ ラジオCMの放送、のぼり旗の設置、投函チラシの掲載等により、熱中症予防の周知啓発を行う。

## 4 福島労働局・労働基準監督署による取組

福島労働局及び各労働基準監督署の発令期間中の取組については、発注者及

び労働災害防止団体等と連携して実施する。

(1) 福島労働局による取組

- ア 労働災害防止団体等（13団体・別表）に対し、労働災害多発注意報発令について要請（文書）を行い、労働災害防止の取組の徹底を求める。
- イ 労働局幹部による安全パトロールを実施する。
- ウ あらゆる機会をとらえて、広く県民に対して労働災害防止について啓発を図る。

(2) 各労働基準監督署による取組

- ア 管轄地域の労働災害発生状況を踏まえ、各地区の労働災害防止団体、事業者団体その他の関係団体等に対し、労働災害多発注意報発令について要請（文書）を行い、労働災害防止の徹底を求めること。
- イ 安全パトロールや監督指導等において、重点事項の取組状況について確認し、必要に応じて指導、周知等を行うこと。
- ウ あらゆる機会をとらえて、広く地域住民に対して労働災害防止について啓発を図ること。
- エ 各署で作成している令和3年度安全衛生業務計画及び令和3年度監督指導等業務計画に基づき、災害防止に係る指導を確実に実施すること。特に、転倒災害の発生が多い第三次産業や製造業、墜落・転落災害の発生が多い建設業や運輸交通業に係る計画対象事業場については、時期を逸することなくこれを全数実施すること。